

青森県報

号外第七十四号

平成二十年
八月六日
(水曜日)

目 次

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程 (病院局 経営企画室) … 一

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年八月六日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十一号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「運営部長」の下に「又は課長等」を加える。
第二十八条に次のただし書を加える。

ただし、運営部長の専決事項のうち、時間外勤務命令及び休日勤務命令については経営企画室長がその事務を代決する。
第三十一条に次のただし書を加える。

ただし、課長等の専決事項のうち、運営部の職員(つくしが丘病院運営室に所属する者を除く。)に係る時間外勤務命令については経営企画室長がその事務を代決

する。

別表第四運営部長の項第一号八中「時間外勤務命令(」の下に「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)、」を加え、同表つくしが丘病院運営室長の項第一号八中「時間外勤務命令(」の下に「深夜、」を加え、「庶務担当課長」を「課長等」に改め、同表課長等(つくしが丘病院運営室に係るものを除く。)の項中第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 所属職員(課長を除く。)の時間外勤務命令(運営部長の専決に係るものを除く。)に関すること。

別表第四課長等(つくしが丘病院運営室に係るものに限る。)の項中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 所属職員(課長を除く。)の時間外勤務命令(つくしが丘病院運営室長の専決に係るものを除く。)に関すること。

別表第四課長等(つくしが丘病院運営室に係るものに限る。)の項の次に次のように加える。

経営企画室長	一 運営部の課長(つくしが丘病院運営室に係るものを除く。)の時間外勤務命令(運営部長の専決に係るものを除く。)に関すること。
--------	--

別表第四庶務担当課長の項第一号中「職員(庶務担当課長及び)」を「当該病院の職員(」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭